

第1節 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に規定される災害種別のうち、地震・津波災害を除く大雨・台風・噴火・大規模な火災・その他自然現象に起因する災害及び突発的に発生するその他の災害を想定して、総合的な防災対策を定めるものである。

1 計画の目的

本市で予測される災害種別のうち、特に風水害、火山災害及びその他の災害を想定し、災害対策基本法第1条に基づき、平常時からの災害予防対策と大災害発生時における防災活動等が円滑に遂行できるよう定め、これに基づき、市民と本市を訪れる観光客の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の目標

本市の地域並びに市民や観光客の生命・身体及び財産を災害から守るため、目標を次のとおり定める。

「災害に強い、安心して暮らせるまちづくり」

3 計画の基本方針

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、次の事項を重点に基本方針として定める。

- (1) 地域防災計画のうち、風水害・火山等対策編とする。
- (2) 市職員の全員が総力を挙げて取り組む内容とする。
- (3) 防災関係機関及び生活関連機関等との緊密な連携により、最大の防災効果が図れる内容とする。
- (4) 市民の自主防災意識の高揚と、近隣住民による協力協調体制が図れる内容とする。
- (5) 本市の防災対応に困難が生じた場合において、国及び県からの援助協力が迅速・円滑に図れる内容とする。
- (6) 災害発生時における要配慮者(一人暮らしの高齢者、障がい者、外国人等)の防災安全が確立される内容とする。

災害対策基本法第42条第1項(市町村地域防災計画)

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

4 計画の構成

この計画は、冒頭に防災の総合的な目的と責務を明らかにし、次に事前の予防対策、防災活動、風水害と火山災害の対策を各々に示し、災害復旧対策及び災害終息後の復興対策を定める順序により次のとおり構成する。

(1) 第1章 総則

この計画の策定主旨及び別府市の責務を法的根拠により明らかにするとともに、防災の基本事項を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

職員、市民が防災訓練及び防災知識の高揚を図るなど、静穏期からあらゆる予防対策を確立することにより、災害発生に備えて事前準備・対応する事項を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

大災害発生時における初動期から災害が終息するまでの、防災関係機関等との連携協調による人命保護を優先した、災害応急活動の事項を示す。

(4) 第4章 風水害対策

風水害等による市の災害発生要件を明らかにし、土砂災害等の予防対策と防災活動対策等を示す。

(5) 第5章 火山災害対策

静穏期の鶴見岳が活発な火山活動を始めることを想定し、迅速な情報収集に基づく適確な防災対応及び避難計画等を明示する。

(6) 第6章 その他の災害対策

特殊災害、重大事故及び原子力災害対策等の突発的に発生する事故を想定し、発生防止の指導等予防対策及び災害発生時の応急対策を示す。

(7) 第7章 災害復旧復興対策

災害の終息直後における、市民生活の安全・安定を早期に図る活動を明示するとともに、被災した市民等の早期回復を図るため、国、県の支援も含めた復旧・復興対策を示す。

第2節 別府市の概況

別府市の自然的・社会的要件等を把握し、諸要件を勘案することでの確かな防災対応を確立する。

1 自然的要件

(1) 別府市の位置

別府市は九州東部の中央に位置するとともに大分県の中心部に当たり、東は海の玄関口である別府湾を臨み、西は鶴見岳を主峰に内山・伽藍岳・高平山等の鶴見連山を擁しており、由布市及び宇佐市に接している。

また、南は高崎山から小鹿山に連なる山々を挟み、大分市及び由布市にそれぞれ接し、北は日出町と隣接している。

別府管内極地

東……別府市大字浜脇字銭瓶
西……別府市大字東山字クラキ
南……別府市大字内成字アライ
北……別府市大字南畑字谷尻

(2) 別府市の地勢

別府市の地質は、火山活動により形成され、日出・豊岡・塚原・日出生台を連ねた以北の北帯と、旧別府・堀田・川西(由布市)を連ねた以南の南帯、及び両帯の間に位置する中央帯から成る。

南北の二帯は、主として新生代古第三紀後期の火山碎屑岩層と、これを覆う火山岩とから成り総体的に高台であり、北帯は南方向へ、南帯は北方向へ急傾斜状で、両帯各々の裏側は緩傾斜である。

中央帯は、標高 1,583.5m の由布岳・1,374.5m の鶴見岳を主峰として、硫黄岳・高平山・御越山・水口山・立石山・福万山・高崎山などの急峻な独立した山々が並び、この間に、塚原・湯布院の両盆地や別府(石垣原)扇状地がある。

別府扇状地の原形は、扇山・鶴見岳の泥石流により造られたものであり、別府市西側の山々から東側へ緩傾斜し、別府湾の海岸線に至る地勢である。

(3) 別府市の気象(観測地点 別府市消防本部(標高 70m):令和4年度)

※日照時間:大分気象台資料参考(観測地点:大分市)

① 気温

1月～3月の平均気温は 8.0℃

4月～6月の平均気温は 18.9℃

7月～9月の平均気温は 26.4℃

10月～12月の平均気温は 14.4℃

※ 別府市は、西の鶴見連山を背に東は別府湾に面している地勢から、年間を通して温暖な気候である。

② 風速

別府市の年間平均風速は 2.1m/s 程度となっており、冬期は北西風、夏季は南東風の多い地理的要件となっている。

③ 降水量

別府市の年間降水量は 1,428 mm で、降雨量の多い月は9月となっており、その月の降水量は 358 mm を上回っている。

過去の台風を総体的にみると、九州・大分県・別府市は通過経路となることが

多いため、風水害の影響を受け易く、梅雨時期等では集中豪雨が発生し易い地理的要件となっている。

④ 日照時間等

別府市の年間における平均日照時間は、概ね 2,068.9 時間で、47%の日照率となり、平均海面気圧は 1,015.6hPa、平均相対湿度は 71%となっている。

(4) 別府市の面積等

別府市の統計書(令和4年版)では、別府市の総面積は 125.34km²で大分県の面積の約 1.97%を占めており、その内、市街化区域面積が 28.18km²(22.5%)、市街化調整区域面積が 57.69km²(46%)である。

また、地目別面積は、宅地 12.90km²、田畑 5.67km²、鉱泉地 0.01km²、池沼 0.02km²、山林 15.41km²、原野 14.61km²、雑種地 5.99km²、その他 70.72km²が、各々の面積となる。

別府市の距離では、南北約 14km、東西約 13kmで別府湾の海岸線は約 9kmである。

2 社会的要件

(1) 別府市の人口

別府市の統計書(令和4年版)では、人口及び世帯数は、人口 115,091 人、世帯数 54,334 世帯である。

(2) 別府市の観光客等

2022 年観光動態要覧(別府市観光・産業部・観光課)では、総観光客数 5,379,303 人、宿泊客数 1,938,855 人であり、1 日平均 14,738 人が別府市へ入り込み、平均 5,312 人が宿泊していることとなる。

このため、市民のみならず観光客等に対することも考慮した防災対策を講じなければならない。(参考:新型コロナウイルス感染症の影響がない 2019 年の観光動態要覧では、総観光客数 8,335,773 人、宿泊客数 2,445,285 人であった。)

(3) 別府市の建物状況

別府市の統計書(令和4年版)による令和4年の別府市建物棟数は 45,756 棟で、その内、31,824 棟(約 70%)が木造建物である。

別府市は、戦禍を免れたため現在においても、浜脇、南、北、西、野口、鉄輪、亀川等の旧市街地に木造住宅密集地が集中し、また、石垣地域も区画整理事業後は著しく田畑がマンション等のビルに変遷するなど災害危険度は大である。

(4) 別府市の公園

令和 3 年 4 月 1 日現在の別府市内の災害発生時の避難場所として使用する公園は 33 箇所あり、面積は 54.05ha である。

(5) 別府市の道路状況

令和 5 年 4 月 1 日現在の別府市内の道路状況は、市道の総延長が 650.6km であり、道路幅員 6.5m 未満の道路は 530.7km で、総延長の 81.6%を占めている。この大きな要因としては戦禍を免れた結果で、旧市街地においては狭隘な道路が多い状況となり、災害危険度は大である。

(6) 別府市の橋梁

令和 4 年道路メンテナンス年報では、別府市内に架かっている橋梁のうち、市道に架かっている総数は 175 本あり、その総延長距離は 2,288.4m である。

その他の橋梁としては、県道が 50 本(1,917.7m)、国道 10 号が 10 本(490.4m)、国道 500 号が 7 本(478.8m)である。

(7) 別府市の水道

令和5年3月31日現在の別府市の水道は、給水人口 111,165 人(行政区域内人口 112,991 人)、給水世帯数 60,834 世帯(行政区域内世帯数 62,081 世帯)

である。

その他に行政区域内には、専用水道が19箇所、給水施設が4箇所、中山間部の地区が管理する小規模な水道施設が多数ある。

第3節 防災の責務

大災害から市民と観光客の防災安全を図るためには、国及び県の支援協力を必要とすることが予測される。各々の責務は次のとおりである。

1 国の責務

災害対策基本法第3条により、次のとおり国の責務を明らかにする。

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

2 県の責務

災害対策基本法第4条により、次のとおり県の責務を明らかにする。

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

3 別府市の責務

観光立市として、市民のみならず本市に訪れた観光客及び外国人留学生等の、全てにおいて防災を確立しなければならず、その責務は災害対策基本法第5条により次のとおり定められている。

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

第4節 防災に関する業務大綱

本市及び防災関係機関等が実施する防災活動内容を明確にし、防災の事前準備及び円滑な防災活動を図る。

1 業務大綱の基本方針

本計画の基本目標である「災害に強い、安心して暮らせるまちづくり」を達成するために、次のとおり基本方針を定めるものとする。

- (1) 災害に強い人づくり
- (2) 災害に強いまちづくり
- (3) 災害に強いシステムづくり
- (4) 災害への適切な対応

2 別府市が実施する防災業務大綱

- (1) 市防災会議に関すること
 - ① 防災会議の開催
 - ② 地域防災計画の策定
 - ③ 防災関係機関及び公共的団体による防災活動要領の検討
- (2) 市災害対策本部に関すること
 - ① 災害対策本部の設置・運営
 - ② 災害対策本部の指揮命令系統の確立
 - ③ 防災関係機関及び公共的団体との連携
- (3) 防災の事前対策に関すること
 - ① 市職員の防災体制の確立
 - ② 総合防災訓練の実施
 - ③ 自主防災組織の育成指導
 - ④ 防災知識の普及徹底
 - ⑤ 防災に関する救援物資の備蓄
 - ⑥ 防災資機材等の整備
 - ⑦ 防災施設及び設備の整備点検
 - ⑧ 防災に強い都市づくり整備
- (4) 防災活動に関すること
 - ① 災害情報の収集及び伝達
 - ② 消防・水防活動
 - ③ 要救助者の救助救出活動
 - ④ 住民への災害情報伝達及び広報
 - ⑤ 災害危険区域の警戒
 - ⑥ 避難の勧告・指示及び避難誘導
 - ⑦ 被災者の救援救護活動
 - ⑧ 避難者及び救援物資等の緊急輸送路の確保
- (5) 災害の事後処理対策に関すること
 - ① 被害状況の調査及び報告
 - ② 災害後処理の清掃及び道路確保
 - ③ 防疫その他の保健衛生
 - ④ 被災者の応急生活支援
 - ⑤ 災害後の応急復旧・復興活動
 - ⑥ その他、防災に関する所掌事務

3 防災関係機関及び公共的機関等

市民が安心して安定した生活を保つためには防災体制の確立が重要であり、この目的の達成には、各防災関係機関及び公共的機関相互の応援協力が不可欠なため、別府市と他の防災関係機関等(資料1…防災関係機関等一覧表参照)が連携を図り、各々が定めた防災業務を実施する。

第5節 別府市災害対策本部組織

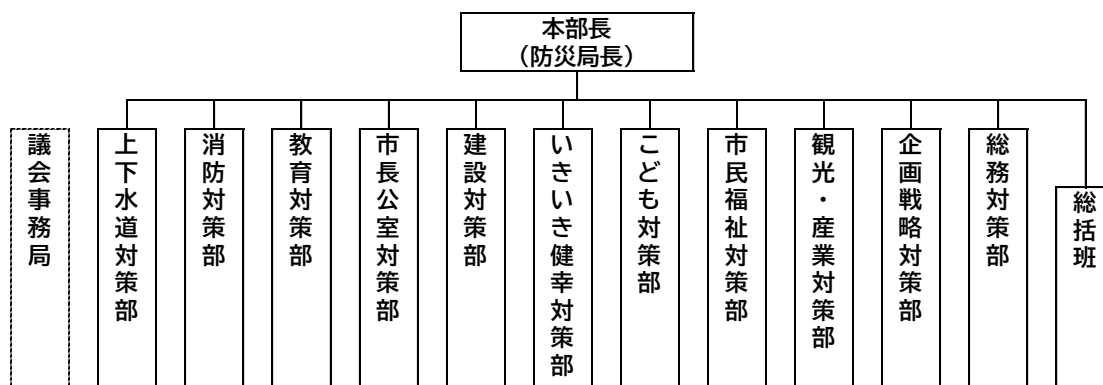
別府市災害対策本部等の組織系統と所管事務は、次のとおりとする。

1 災害連絡室

防災危機管理課に設置し、活動に必要な防災危機管理課職員を配置する。

各対策班は、災害対策初動マニュアルに基づき災害種別に応じた各対策班を各課に設置し、活動に必要な職員を配置する。

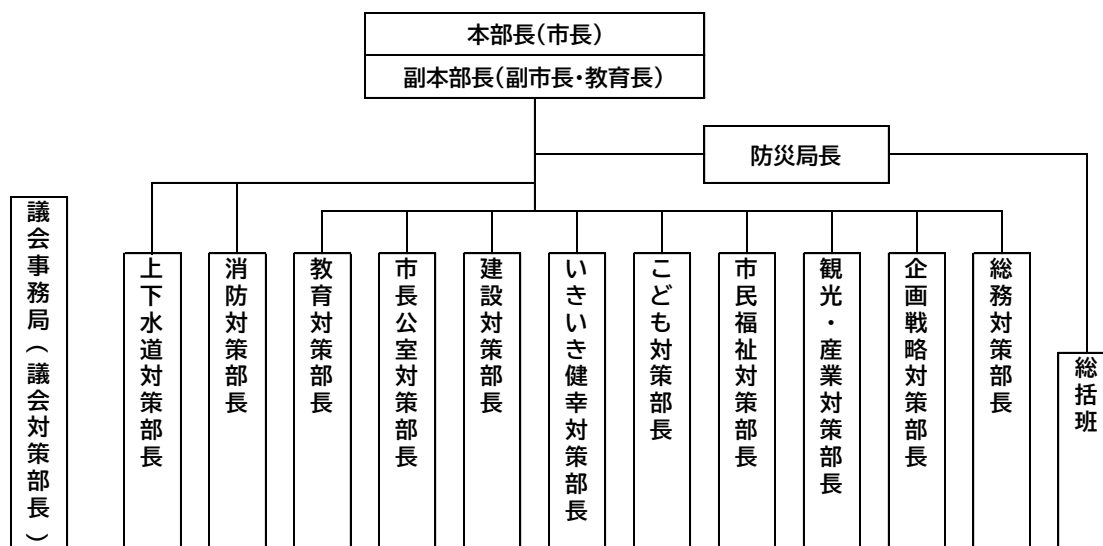
2 災害警戒本部



5階大会議室に設置し、防災危機管理課職員を配置する。

各対策部は、災害対策初動マニュアルに基づき各対策班を各課に設置し、活動に必要な職員を配置する。

3 災害対策本部



公営事業部長は、観光・産業対策部副部長となり、公営事業部は、観光・産業対策部長の指揮のもと、行政委員会事務局は市長公室対策部長の指揮のもと活動を行う。

4 別府市災害対策本部の事務分掌

市災害対策本部の「各対策部所管事務」は、次表のとおりとする。
 また、記載のない業務については各対策部長の指示で行うものとする。

各対策部所管事務(1 防災危機管理課)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容
防災局 (防災局長)	総括班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課	●	全ての部業務の統括
			●	災害対策本部・災害警戒本部・災害連絡室の設置、運営及び廃止に関すること
			●	本部の庶務に関すること
			●	本部会議に関すること
			●	避難指示等の事務に関すること
			●	各対策部との総合調整に関すること
			●	被災者台帳システムの統括に関すること
			●	被災者及び災害・被害状況等の県への報告に関すること
			●	防災行政無線の管理、運営及び保管に関すること
			●	県、警察、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること
			●	気象、警報等の收受及び伝達に関すること
			●	個別避難計画作成に関すること
				災害救助法の適用に関すること
				警戒区域の設定に関すること
				緊急通行車両の確認申請に関すること
				自衛隊への災害派遣要請に関すること
				その他、防災局長の指定する事務に関すること
			●	本部会議の記録に関すること
			●	公共交通機関情報に関すること(連絡室態勢時のみ)
			●	各課及び市民等からの災害情報の受理に関すること(連絡室態勢時のみ)
			●	災害情報及び対応処理等の記録及び集計に関すること
●	災害情報及び対応処理等の掲示に関すること			
	災害対策本部の予算及び経理に関すること			

各対策部所管事務(2 総務対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容	
総務対策部 (総務部長／ 副部長・ 総務部参事)	総務班 (総務課長)	総務課	●	部業務の統括 災害関係文書の受理、配布及び発送に関すること	
			●	全ての部内の所管施設等の災害情報収集と本部への報告に関すること	
			●	部内所管施設等の災害情報収集に関すること	
			●	庁舎及び所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	
			●	電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整に関すること	
			●	来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護に関すること	
			●	災害応急対策時の庁内集中管理車両の配備及び運行に関すること	
			●	緊急輸送用車両の借上に関すること	
				災害時の輸送に関すること	
			●	災害対応自動販売機(庁舎内、西側駐車場設置分)の災害対応への切替	
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
			契約 検査課	●	食糧等非常用物品の購入に関すること
				●	燃料の確保に関すること
					物品出納に関する事項
					防災応急対策用資機材等の購入に関すること
	●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること			
	会計課		会計に関すること		
		●	避難所の統括の協力に関すること		
		●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること		
	避難所・ 受援班 (職員課長)	職員課	●	避難所の統括に関すること	
			●	被災者台帳システムの運用(避難者収容状況の把握と名簿作成)に関すること	
			●	職員配置の調整(職員の応援要請等)に関すること	
				県及び他の自治体への職員の応援要請に関すること	
				機関及び他の自治体からの応援受入に関すること	
			●	職員の参集及び安否確認の集約に関すること	
				職員の給与・給食及び医療等厚生に関すること	
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
	税務班 (市民税課長)	資 市 産 民 税 税 課		災害による市税の減免及び猶予に関すること	
				罹災証明書等の発行等に関すること	
			●	罹災証明書等の発行に関する体制の確保に関すること	
				被災納税者の税の相談に関すること	
				住家等の被害認定調査に関すること	
		債 権 管 理 課		避難所の統括の協力に関すること	
●			指示された避難所の設置・管理・運営に関すること		
			罹災証明書等の発行等に関すること		
			被災納税者の税の相談に関すること		
			住家等の被害認定調査に関すること		
	避難所の統括の協力に関すること				
●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること				

各対策部所管事務(3 企画戦略対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容
(企画戦略部長/副部長・ 企画戦略部参事)	復興政策班(政 策企画課長)	政策企画課	●	部業務の統括
			●	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること
				各対策部の復興・復旧対策の統制に関すること。
				各対策部の復興計画の統制に関すること。
				災害対策本部の予算及び経理に関すること
		災害復旧等の財政措置、資金調達に関すること		
	(情報政策班 情報政策課長)	情報政策課	●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること
			●	災害情報通信手段の確保に関すること
			●	庁内ネットワークに関すること
			●	被災者台帳システムの運用補助
●			指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
		避難所等のICT整備等に関すること。		

各対策部所管事務(4 観光・産業対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容
観光・産業対策部長/副部長・ 公営事業部長	観光班(観光課長)	観光課	●	部業務の統括
			●	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
			●	観光客の避難対策・支援対策及び被災情報収集に関すること
			●	観光施設の被害調査に関すること
				その他観光関係に関すること
			観光復興計画に関すること	
		温泉課	●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
			●	温泉施設の点検管理に関すること
				温泉施設の応急復旧計画及び対策に関すること
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること
	●		所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	
	文化国際課	●	外国人の避難対策・支援対策及び被災情報収集に関すること	
		●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
		●	多言語支援センターの設置に関すること	
		●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	
		●	商工業関係の災害情報収集に関すること	
		●	商工業関係の災害応急対策並びに復旧計画に関すること	
	(産業政策班 経済政策課長)	産業政策課	●	商工業関係団体との連絡調整に関すること
			●	被災中小企業者等に対する融資の斡旋に関すること
				その他経済関係に関すること
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
			●	競輪(場外含む)の開催の可否に関すること
		公営競技事務所	●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
			●	農林水産関係の災害情報収集に関すること
				治山事業に関すること
				農林水産関係の応急対策並びに復旧計画に関すること
			農林水産関係団体との連絡調整に関すること	
(農林水産班 農林水産課長)	農林水産課	●	農業用ため池に関すること	
		●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
		●	農林水産課の応援に関すること	
		●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
	農業委員会事務局	●	農林水産課の応援に関すること	
		●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	

風水害・火山対策編 第1章 総則
第5節 別府市災害対策本部組織

各対策部所管事務(5 市民福祉対策部))

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容			
市民福祉対策部 (市民福祉部長)	戸籍・住民基本台帳班 (市民課長)	市民課	●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること			
				戸籍法の届出及び確認に関すること			
				住民基本台帳法の届出及び確認に関すること			
				出張所との連絡調整に関すること			
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること			
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること			
	環境班 (生活環境課長)	生活環境課	●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること			
			●	し尿処理施設内の保安管理に関すること			
			●	災害時の仮設トイレの設置に関すること			
				広域圏事務組合との連絡調整について			
				被災地域の環境衛生に関すること			
				清掃作業に関すること			
	救護支援班 (高齢者福祉課長)	ひと・くらし支援課	高齢者福祉課	●	部業務の統括		
				●	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること		
				●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること		
				●	被災者の救護に関すること		
				●	避難行動要支援者名簿の配布に関すること		
				●	民生・児童委員との連絡調整に関すること		
				●	大規模事故等での避難者対応に関すること		
				●	日本赤十字社及び社会福祉関係団体との連絡調整に関すること		
					遺体の収容及び埋葬に関すること		
					災害ボランティアセンターに関すること		
					その他、ボランティア活動に関すること		
					社会福祉協議会との連絡調整に関すること		
					被災者に対する食料確保及び炊き出しに関すること		
					備蓄物資等の管理、配分に関すること(避難所開設に伴う事前配分含む)		
				●	避難行動要支援者(高齢者等)の被害情報収集及び応急対策に関すること		
				●	高齢者福祉施設との連絡調整に関すること		
					福祉避難所が開設された場合の要配慮者避難に関すること		
					義援金等の受付、配分、管理に関すること		
					災害弔慰金等の支給に関すること		
					その他被災者に対する援護措置に関すること		
				●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること		
				(障害福祉課長)	障害福祉課	●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
						●	避難行動要支援者(障がい者等)の被害情報収集及び応急対策に関すること
							福祉避難所が開設された場合の要配慮者避難に関すること
●	障害者福祉施設との連絡調整に関すること						
	備蓄物資等の管理、配分の協力に関すること						
●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること						

各対策部所管事務(6 こども対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容
(こども対策部 部長)	(子ども支援班 (子育て支援課 長))	子育て支援課	●	部業務の総括
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
			●	園児の安全確保に関すること
			●	臨時保育園の開設に関すること
			●	保育園、保護者との連絡調整に関すること
		●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
		家庭課	災害孤児の対応に関する事項	
● 指示された避難所の設置・管理・運営に関すること				

各対策部所管事務(7 いきいき健幸対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容
(いきいき健幸対策部 (いきいき健幸部長))	(衛生医療班 (健康推進課長))	健康推進課	●	部業務の統括
			●	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
			●	医療機関及び救護所等での負傷者等の確認・報告に関すること
			●	医療機関(医師会)への応援要請・受入れ体制に関すること
			●	医療機関等の被害状況の調査及び応急対策に関すること
			●	被災者に対する医療、救護及び助産に関すること
			●	要配慮者の判別に関すること
			●	救護所の設置、運営に関すること
			●	救急医薬品及び医療資器材等の確保、供給に関すること
				広域医療搬送の情報収集に関すること
				被災者への健康相談、健康診断、保健指導、心のケアに関すること
				被災者の栄養状態調査、栄養相談、栄養指導に関すること
				感染症予防(臨時予防接種等)の実施に関すること
			その他衛生に関すること	
		●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
		保険年金課	被災者の保険年金に関すること	
			● 指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
		介護保険課	被災者の介護保険に関すること	
			● 指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
スポーツ推進課	● 所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること			
	● 避難所の指定を受けている体育館等の管理に関すること			
	● 指示された避難所の設置・管理・運営に関すること			

風水害・火山対策編 第1章 総則
第5節 別府市災害対策本部組織

各対策部所管事務(8 建設対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容	
建設対策部 (建設部長)	建設班 (都市整備課長)	都市 計画課	●	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること	
			●	建設・土木業者との連絡調整に関すること	
				住宅・宅地等の応急危険度調査に関すること	
			●	市民等からの災害情報の受理に関すること(老朽家屋)	
			●	損壊住宅の応急修理に関すること	
				損壊住宅の応急対策の助言に関すること	
				災害応急仮設住宅の建設に関すること	
				災害復興住宅に関すること	
				民間施設の指導、助言に関すること	
				住家等の被害認定調査の協力に関すること	
				被災者の建築相談に関すること	
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	
			都市 整備課	●	部業務の統括
				●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
		●		災害危険予想地域の警戒、監視に関すること	
		●		河川・港湾及び市街地等の警戒、監視に関すること	
		●		道路、橋梁、河川、堤防、土木工作物等に関する被害状況の調査に関すること	
				道路、橋梁、河川、堤防、土木工作物関係の応急対策並びに復旧計画に関すること	
		●		緊急輸送道路等交通の確保に関すること	
		●		交通規制に関すること	
		●		生活に支障をきたしている障害物の除去に関すること	
				災害対策用資機材及び重機等の調達、確保に関すること	
				水防活動の総括に関すること	
				建設・土木業者との連絡調整に関すること	
				河川・港湾及び市街地等の応急危険度調査に関すること	
				その他建築土木に関すること	
		●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること		
		公園 緑地課	●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	
			●	市民等からの災害情報の受理に関すること(街路樹等の倒木)	
			●	災害対応自動販売機(公園設置分)の災害対応への切替に関する事項	
				公園用地の活用に関すること	
		●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること		
		施設 整備課	●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	
				市有施設等の被害調査及び応急対策に関すること	
				住宅等の災害による応急危険度調査に関すること	
				住家等の被害認定調査の協力に関すること	
				損壊住宅の応急修理に関すること	
				損壊住宅の応急対策の助言に関すること	
				災害応急仮設住宅の建設に関すること	
				災害復興住宅に関すること	
				被災者の建築相談に関すること	
				市営住宅等の市有建築物の応急対策並びに復旧計画に関すること	
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	

各対策部所管事務(9 市長公室対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容
市長公室 対策部 (市長公室長)	情報班 (自治連 携課長)	自治連携課 新湯治・ ウェルネス ツーリズム 推進室	●	所管施設等の被害調査及び庁内外施設の被害情報収集に関すること。
			●	公共交通機関情報に関すること(警戒本部・対策本部態勢時)
			●	各課及び市民等からの災害情報の受理に関すること(警戒本部・対策本部態勢時)
			●	ライフラインに関する情報収集に関すること(警戒本部・対策本部体制時)
			●	避難行動要支援者名簿の配布に関すること
			●	被災住民からの相談に関すること
			●	自治会(自主防災組織含む)との連絡調整に関すること
	広報班 (秘書広 報課長)	秘書 広報課	●	部業務の統括
			●	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること
			●	報道機関への情報提供等連絡調整に関すること
			●	気象情報、災害、被害状況の市民等への広報、情報発信に関すること
			●	災害・被害状況の撮影及び保管に関すること
			●	本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること
			●	災害地視察に関すること
	機動班 (議事総 務課長)	議 事 総務課	●	議会との連絡調整に関すること
			●	市長公室長の指定する事務に関すること
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること
		選 管 事務局	●	市長公室長の指定する事務に関すること
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること
			●	市長公室長の指定する事務に関すること
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること
監 査 事務局	●	市長公室長の指定する事務に関すること		
	●	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること		

各対策部所管事務(10 教育対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容
教育対策部 (教育部長)	教育班 (教育政策課長)	教育政策課	●	部業務の統括
			●	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関する事
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事
			●	避難所の指定を受けている小中学校の管理に関する事
			●	避難所の開設及び運営への協力に関する事
				その他文教対策に関する事
				県教育委員会との連絡調整に関する事
				公共給食施設における学校給食センター及び食物アレルギー対応給食調理場での炊き出しに関する事
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事
		学校教育課	●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事
			●	園児、児童、生徒の被災調査調査に関する事
			●	園児、児童、生徒の安全確保、避難、救護に関する事
			●	災害時における教職員の確保に関する事
				被災園児、児童、生徒に対する学校教育及び保健管理に関する事
				小中学校の応急教育に関する事
				教科書その他学用品の調達及び配給に関する事
				保護者との連絡調整に関する事
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事
		社会教育課	●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事
			●	避難所の指定を受けている地区公民館等の管理に関する事
			●	避難所の開設及び運営への協力に関する事
			●	史跡・文化財の被害調査及び応急対策に関する事
			●	社会教育施設等の利用者の避難誘導及び安全確保に関する事
			●	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事

各対策部所管事務(11 消防対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容
消防対策部 (消防長)	消防班 (警防課長)	庶務課	●	部内所管施設等の災害情報収集と本部への報告に関すること
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
			●	消防団(水防団含む)との連絡調整に関すること
			●	防災活動に必要な資機材等の調達に関すること
				消防団(水防団含む)の活動記録及びその報告に関すること
				その他、庶務に関すること
		予防課	●	被害情報全般の収集及び報告に関すること
			●	人的被害(家屋等)の被害状況調査に関すること
			●	ライフライン等の被害状況調査に関すること
			●	市民広報活動に関すること
			●	報道機関等発表用資料の作成に関すること
				その他、予防に関すること
		警防課	●	部業務の統括
			●	気象予報等の収集及び伝達に関すること
			●	災害現場の掌握と災害活動方針に関すること
			●	救急、救助に関すること
			●	消防水利に関すること
			●	消防対策部の活動記録に関すること
				他市からの受援に関すること
				火災の調査及びその他災害調査に関すること
				遺体及び行方不明者の捜索に関すること
	り災証明の発行に関すること			
	その他、警防に関すること			

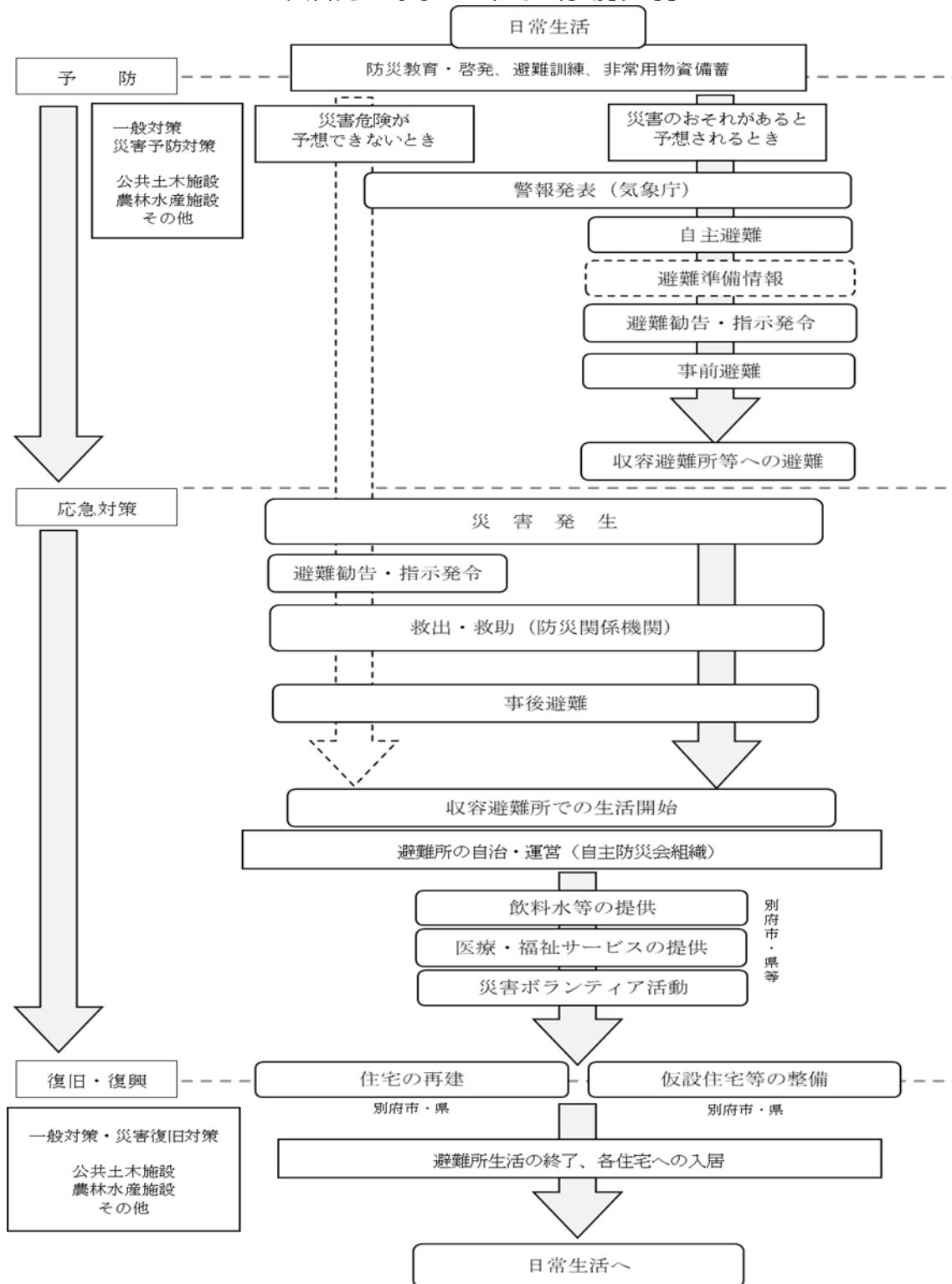
各対策部所管事務(12 上下水道対策部)

対策部名 (部長)	班名 (班長)	課名	の初 業動 務時	所 管 事 務 内 容
上下水道対策部 (局長)	(総務班 課長)	上下水道局 総務課	●	部業務の統括
			●	部内所管施設等の災害情報収集と本部への報告に関すること
			●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
				物資の確保に関すること 資金の調達に関すること
	(営業班 課長)	営業課	●	応急給水に関すること
			●	市民からの問合せに関すること
			●	広報車やビラ配布などによる情報提供に関すること
			●	給水等の広報に関すること
			●	給水車等への充水作業に関すること
			●	飲料水兼用型耐震性貯水槽の給水口の設置に関すること
			●	給水拠点への飲料水の運搬に関すること
	(工務班 課長又は参 事)	工務課	●	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること
			●	水道施設の復旧作業に関すること
			●	浄水施設の監視及び運転に関すること
				水質トラブルの現地調査に関すること
				水質情報の収集及び水質検査体制の確立に関すること
				水道工事業者との連絡調整に関すること
				配水調整の立案に関すること
				復旧対策の計画及び立案に関すること
	(下水道 復旧班 課長)	下水道課	●	応急復旧工事に関すること
●			所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	
●			公共下水道施設の応急対策及び復旧計画に関すること	
			その他下水道に関すること	

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報、その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については市民に広く周知し適切な運用を図るものとする。

災害発生時等の基本的な行動【参考】



第7節 計画の修正

この計画は、他都市等における災害発生の防災対応などを教訓として、防災に関する状況等に変化が生じたときに対応できるよう、必要に応じて見直しを行い修正するものとする。

また、修正部分が重要と判断された場合は、早期に関係者へ通知する。